

社会保険と労働保険の

適用事業所になる会社の要件 と 被保険者になる従業員の要件

パート・アルバイトなど労働時間の短い人が、公的保険の被保険者になるかどうかは、実務上でよく問題になります。社会保険の適用事業所に勤務していても、そもそも被保険者に該当しない人がいます。まとめてみるとこんな人です。

| | 社会保険 | 雇用保険 |
|------------|------------------------|------------------------------|
| 被保険者にならない人 | ①日々雇われる人 | ①1週の所定労働時間が30時間未満で季節的に雇用される人 |
| | ②2か月以内の期間を定めて使用される人(注) | ②4か月以内の季節的業務に雇用される人 |
| | ③4か月以内の季節業務に使用される人 | ③船舶保険の被保険者 |
| | ④6か月以内の臨時的業務に使用される人 | ④離職した歳に、国や地方公務員などの給付が受けられる人 |

(注1)例えば、試用期間を2か月おき、その後に本採用の予定がある場合等は、②に該当せず、試用期間の初めから被保険者です。

では、働く会社が適用事業所になるかどうかを考えます。現在は下記の左側列のとおり社会保険や労災保険などの適用事業になる基準が少しずつ異なります。

会社が適用事業所になれば、そこで働く人から上記の「被保険者にならない人」を除けば、残りは被保険者になるということですが、なかには保険料の負担を嫌って加入したくないという人もいます。しかし短時間で働く人などでも、常用的に使用している関係があれば被保険者になります。概要は下記の右側列のとおりです。

| | あなたの会社が適用事業所になる要件 | | 従業員のうち誰が被保険者になるか | | |
|-----------------------|--|---|---------------------------------|--|---|
| | 強制適用事業所 会社が希望するしないに関係なく適用事業所になる | 任意適用事業所 希望すれば適用事業所になる | 正社員 1日8時間、週5日働くような一般的な正社員を想定 | パート・アルバイト等 | 事業主 |
| <社会保険> 健康保険と厚生年金保険 | ●株式会社代表される法人(株式会社なら社長1人でも適用事業所) ●国の事業所 ●法人以外の事業所で製造業、土木建築業など(*1)の5人以上を使用する事業所 | ●左記以外の事業所で過半数の従業員が適用事業所になりたいと希望する時 (健康保険と厚生年金は別個に任意加入が可能) | 該当する <input type="radio"/> | ●常用的に働いている雇用状況の人 目安としては、働く日数や、時間が正社員の4分の3以上などの要件に該当する人(*2) | 該当する <input type="radio"/> |
| 労災保険 | 労働者を1人でも雇用すれば強制適用 | | 該当する <input type="radio"/> | 労働日数や時間に 関係なく該当する <input type="radio"/> | 非該当 労働者に準じて保護する為に、一定の方に対し特別に任意加入を認めている特別加入制度がありますのでご相談下さい。 |
| 雇用保険 | 被保険者を1人でも雇用すれば強制適用 | | 該当する <input type="radio"/> | 1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上雇用が見込まれるという要件に該当する人(*3,4) | 非該当 <input checked="" type="radio"/> |

(*1) 5人以上でも任意適用事業所となる業種があります。・農業、牧畜業、水産養殖業、漁業、サービス業(ホテル、旅館、理容、娯楽、スポーツ、保養施設などのレジャー産業)、法務(弁護士、会計士など)、宗教(神社、寺院、教会など)

(*2)A: 社会保険は、パート・アルバイトで働く人のうち①と②のどちらにも該当する人です。

①1週間の所定労働時間が、同一事業所の通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上

②1か月の所定労働日数が、同一事業所の通常の労働者の所定労働日数の4分の3以上

B:ただし、被保険者501人以上の事業所で次に該当する人は短時間被保険者になります。

①一週間の所定労働時間が20時間以上

②同一の事業所に1年以上使用される見込み

③報酬の月額が8万8千円以上

④学生でない等

C: 被保険者500人以下の事業所でも要件に該当するとBの扱いをすることができます。

(*3) 雇用保険は、パート・アルバイトで働く人のうち次の要件に該当する人が被保険者です。

①1週間の所定労働時間が20時間以上の人

②31日以上雇用が見込まれる人(下線は2010.04.01改正点。2010.04.01以降に要件を満たす人から適用)

(*4) 季節的業務に雇用され、次に該当すると短期雇用特例被保険者になります。

①4か月を超える期間を定めて雇用される人

②1週間の所定労働時間が30時間以上の人

ご注意

労働時間が長くても収入が130万円未満の人は、社会保険は配偶者被扶養者になれるので、ご自身では被保険者になりたくないという人がいます。しかし、パート等の本人が働く時間の長さなどから被保険者の基準に該当すれば、自らが被保険者になる必要があります。